

光市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定方針

1 計画策定の背景

総務省の人口推計では、平成25年10月1日現在の日本の総人口は、1億2,729万人と3年連続で減少傾向が続いている一方で、高齢化率については25.1%と、初めて国民の4人に1人が65歳以上となり、超高齢社会の更なる進展が顕著となっています。今後も早いスピードでの高齢者人口の増加が見込まれる上、単身独居や夫婦のみの高齢者世帯、さらには認知症である高齢者についても一層の増加が見込まれています。

こうした中、国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、本年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下、「医療介護総合確保推進法」）」を施行し、団塊の世代が後期高齢者となる（平成37年）2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営むことができるよう、介護、医療、生活支援、住まい、予防に関するサービスが継続的かつ包括的に提供できる仕組み「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みの一層の強化を図ることとしています。加えて、計画策定指針により、第6期計画以降を「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの目標設定の義務付けなどを示したところです。

一方、本市における高齢化率（平成25年10月1日住民基本台帳）は30.7%、75歳以上の後期高齢者の割合も13.8%と全国平均を大きく上回っており、今後も全国推計より早いペースで高齢化が進む中、平成30年頃から高齢者数のピークを迎えるものと推測しています。こうした高齢化の進展にいち早く対応するため、本市では、第5期計画のスタートである平成24年度を“光市地域包括ケア元年”と捉え、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを開始したところです。

以上の経緯を踏まえ、本計画については、前計画で掲げた「10年後（平成32年度）の光市を目標とした目指すべき社会」へ向けて展開したステージを継承するとともに、「医療介護総合確保推進法」や国の計画策定指針を基本としつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた基本的方向性の取組みを反映させた「地域包括ケア計画」として策定します。

2 計画策定の目的・位置付け

本計画は、高齢者保健福祉の推進と介護保険の運営のための法定計画として策定するとともに、将来の超高齢社会を見据えた長期展望として「地域包括ケアシステム」の構築を示すことと併せて、目指すべき社会の実現に向けた行動計画として策定します。

(1) 高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画である「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、今後3ヵ年の中期財政運営期間における高齢者保健福祉施策や介護保険事業運営の基本となるものです。

また、「光市総合計画」や「光市地域福祉計画」の部門別計画としての性格を有するもので、こうした計画等との整合性に留意しつつ策定を進めます。

(2) 目指すべき社会の実現に向けた行動計画

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して幸せに生活を送ることができる社会を本市の目指すべき社会とし、第5期計画においては、本市の超高齢社会を見据えた10年後（平成32年度）を目標とした長期展望として、3つの段階（ステージ）を設定し、その第1段階（ステージ1）としての行動計画を示したところです。

本計画は、第5期計画の考え方を継承し、ステージ2における行動計画として、さらなる施策の展開を図ります。

～各ステージの主な目標～

- ◇ ステージ1（24～26年度）・・・医療介護の連携システムの構築に向けた調査・研究、認知症サポート体制や介護予防の充実
- ◇ ステージ2（27～29年度）・・・医療介護の連携に向けた具体的な取組みの展開、地域と連動した介護予防・生活支援体制の整備、認知症の早期対応及び認知症高齢者を地域で支える体制整備
- ◇ ステージ3（30～32年度）・・・ステージ1及びステージ2の取組みを踏まえた本市独自の地域包括ケアシステムの構築

3 計画の構成等

(1) 序論

ア 趣旨

●計画策定の背景・目的 ●計画の位置づけ ●計画期間

イ 課題

●現状 ●第5期計画に基づく課題 ●新たな課題
●人口・要介護認定者の将来推計 等

(2) 総論（将来展望）

本格的な超高齢社会における高齢者福祉のあり方も含めた「地域包括ケアシステム」の構築を主眼とする将来展望を設定します。

また、国の計画策定指針に基づき平成32年度（2020年度）及び平成37年度（2025年度）のサービス水準や給付費、保険料水準も示すこととします。

●基本姿勢 ●重点戦略及びプロセス 等

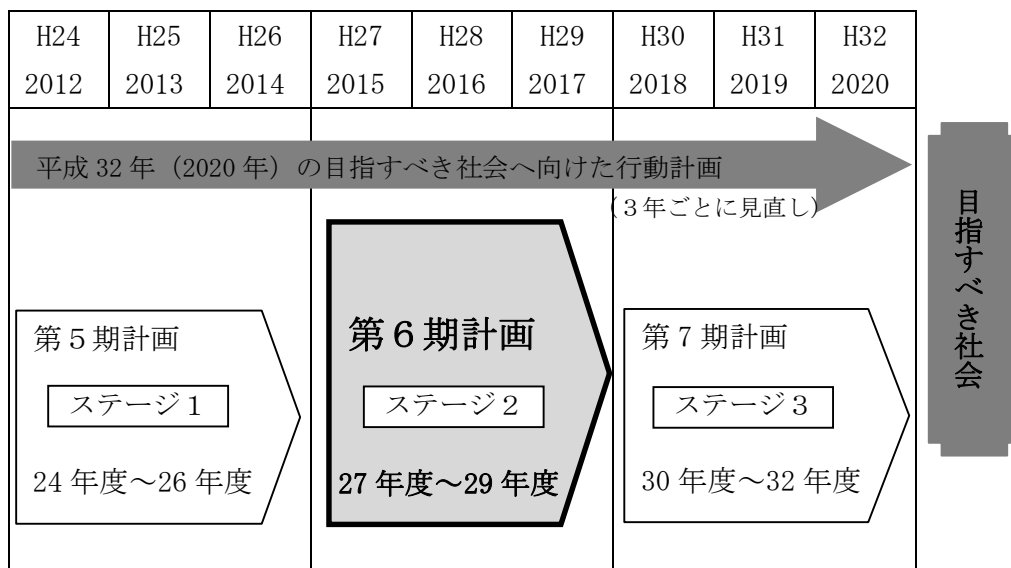
(3) 各論（計画期間：3ヵ年）

法定計画としての3ヵ年を目途とする中期財政運営期間における実行計画として、また、平成32年度に向けた目指すべき社会を実現するための第2段階（ステージ2）として、具体的施策の展開を図ります。

●施策体系及び実施内容 ●目標指標・目標値 ●介護保険財政 等

4 計画対象期間

第6期計画では、“団塊の世代が後期高齢者”となる平成37年度（2025年度）を見据えつつ、第5期計画での考え方を継承発展させ、平成32年度（2020年度）の超高齢社会における目指すべき社会の実現に向けた第2段階（ステージ2）として、平成27年度から平成29年度（2015～2017年度）までの3年間を基本とする行動計画とし、3年ごとに見直しを行います。



5 第 5 期計画の進捗状況

第 5 期計画では、本市の目指すべき社会の実現に向けた最優先の戦略プラン「幸せ実感プロジェクト」に基づき、3つのプログラム「地域包括ケア（戦略 1）」、「認知症サポート（戦略 2）」、「生きがい実感（戦略 3）」を定め、各プログラムの重点目標に沿った施策を展開しており、主な進捗状況については以下のとおりです。

- (1) 「地域包括ケア」では、24 年度に「地域包括ケア調査室」の設置による地域包括ケアシステムの構築への取組強化及び 25 年度に小規模多機能 1 施設、26 年度にグループホーム 1 施設（予定）の整備による介護サービス基盤の整備 など
- (2) 「認知症サポート」では、徘徊模擬訓練を計画期間内に毎年度実施 など
- (3) 「生きがい実感」では、25 年度から三島温泉健康交流施設での生きがいデイサービスの実施 など
- (4) 介護保険財政については黒字を確保する見込み。

※平成 26 年度末介護給付費準備基金残高見込み(6 月補正後) 1 億 7 千万円

6 計画策定の特徴

(1) 国の方向性

医療介護総合確保推進法（介護保険法の一部改正）の施行

《地域包括ケアシステム構築の観点》

- (ア) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを一層促進
 （※地域支援事業（包括的支援）への位置付けによる制度的、財政的支援）
- ①在宅医療・介護連携の推進
 - ②認知症施策の推進
 - ③生活支援サービスの充実・強化
 - ④地域ケア会議の推進
- (イ) 予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行
 (ウ) 特別養護老人ホームの新規入所者を要介護 3 以上に限定

(2) 重点施策の展開

第5期計画の最優先の戦略プラン「幸せ実感プロジェクト」の継承及び充実を図ります。(各プログラムの項目については今後再整理)

ア 戦略1 地域包括ケアプログラム

・医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護や福祉サービスだけでなく、在宅医療を推進するとともに、医療・介護をはじめとする関係者が互いに連携を図りながら、医療と介護サービスが切れ目なく一体的に提供できる仕組みを確立します。

・介護サービス基盤の強化

今後、介護サービス利用者の一層の増加が見込まれる中、多様な介護サービスを総合的かつ的確に提供できるよう地域包括支援センターの機能強化などの介護サービス基盤の整備に努めます。

イ 戦略2 認知症サポートプログラム

・認知症施策の推進

国の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」に基づき、認知症予防、認知症高齢者への理解促進や地域での見守り体制整備、権利擁護体制の整備など、継続的・包括的な支援体制の確立を図ります。

ウ 戦略3 生きがい実感プログラム

・生活支援サービスの充実

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続するために、ボランティア、NPO、地域住民等の多様な主体によるサービス提供基盤を整備し、サービスを展開します。多様な主体の中には高齢者自身も含まれ、サービスの担い手になってもらうことにより、介護予防にも繋げていきます。

・介護予防の推進

従来の心身機能改善を目的とした介護予防だけではなく、地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者の社会参加の促進による介護予防を展開します。

7 市民参画手法

(1) 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

- ・委員 20 名（学識経験者、保健医療福祉団体等関係者、介護保険被保険者の代表、等）
- ・年 3 回開催予定

(2) 市民ニーズ調査

- ・日常生活圏域ニーズ調査（対象：65 歳以上 2,000 人）※平成 25 年度実施済

(3) 事業所等からの意見

- ・地域包括支援センター連絡会議、地域ケア会議、特養待機者等調査、事業所調査（施設等整備意向調査）

(4) パブリックコメント

- ・平成 27 年 1～2 月ごろ実施

8 策定スケジュール ※別紙 1 のとおり

平成 26 年度中に策定を行い、本計画に基づき平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業及び具体的な高齢者保健福祉施策を展開し、地域包括ケアを推進します。

光市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定スケジュール

